

○南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給要綱

平成28年9月15日

告示第204号

改正 平成29年5月22日告示第151号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市インターネットサービスの加入拡大を図るため、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例(平成20年南丹市条例第2号。以下「ネットワーク条例」という。)に規定するインターネットサービスへの新たな加入者に対し、予算の範囲内で加入費用相当を商品券で支給することに関し、必要事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 本要綱による支給対象者は、次の各号の全てに該当する者(以下「申請者」という。)とする。

- (1) ネットワーク条例第13条に規定するインターネット接続サービスに新たに加入した者(以下「ネット新規加入者」という。)
- (2) 戸建住宅のネット新規加入者又は公営住宅のネット新規加入者
- (3) ネットワーク条例第15条、第16条、第18条、第19条及び第22条に規定する分担金等のいずれにも滞納がない者
- (4) 支給対象費用について国、府又は市の本要綱以外の制度による助成の対象となっていない者
- (5) 市長が別に定める期間内にネットワーク条例第13条に規定するインターネット接続サービスの新規加入及び第5条の規定による支給申請を行い、かつ、工事が完了した者

(支給対象費用)

第3条 本事業の支給対象となる費用は次の各号のとおりとする。

- (1) ネットワーク条例第16条に規定するインターネットサービス加入分担金

(以下「加入分担金」という。)

- (2) 新たに南丹市インターネットサービスを受けるためにネットワーク条例第31条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が実施する宅内工事の費用(以下「工事費用」という。)
- (3) 新たに南丹市インターネットサービスを受けるために必要な新規接続手数料(以下「手数料」という。)

(支給対象額)

第4条 支給対象額は加入1口あたり次の各号を合算した金額で税込50,000円以内とする。ただし、支給額は1,000円単位とし、端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。

- (1) 加入分担金 税込5,140円
- (2) 工事費用 税込44,860円以内の実費額
- (3) 手数料 税込1,020円

(支給申請)

第5条 申請者は、南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給申請書兼請求書(様式第1号)に、南丹市インターネットサービス加入申請書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(支給可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支給することを決定したとき、又は支給しないことを決定したときには、南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給対象結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第7条 申請者は、前条の規定に基づき支給することを決定した通知を受けた後、指定管理者が行う工事の速やかな完了に協力することとする。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、申請者が前条の速やかな工事の完了に協力しないとき、又は第

2条第5号の期間内に工事が完了しないと認めるときは、第6条の支給することを決定した通知を取り消すことができる。

- 2 前項の取り消しを決定した場合は、市長は南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給取消通知書(様式第3号)より申請者に通知するものとする。
(取り下げ)

第9条 申請者は、申請を取り下げる場合は、南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
(商品券の支給)

第10条 市長は、工事完了の後、書類を審査のうえ適正と認めたときは申請者に商品券を支給する。

- 2 前項の規定により支給する商品券の種類及び支給方法等については市長が別に定める。

- 3 市長は、申請者の所在不明又はその他の事情により申請者に商品券が支給できないと認めるときは、第6条の支給することの決定を取り消すことができるものとする。

(商品券等の返還)

第11条 市長は、偽りその他の不正手段により商品券の支給を受けた者がいるときは、その者に対して、既に支給した商品券の全部又は一部の返還を命じることができる。

(最低利用期間)

第12条 本要綱の商品券の支給を受けた加入について、工事完了月の翌月から12ヶ月以内に休止、解約の申請があった場合又はネットワーク条例第27条の停止の措置を受けた場合は、市長は申請者に対して支給した商品券の返還を命じることができる。

(事業の委託)

第13条 市長は、本事業の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、本事業を実施できると認められる事業者（以下「委託事業者」とい

う。)に委託することができる。

- 2 前項の場合において、第2条、第5条、第6条及び第8条から前条までの規定中「市長」は「委託事業者」に読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

申請日： 年 月 日

受付番号	
加入者 ID	

様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給申請書兼請求書

南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給要綱第 5 条の規定により、下記のインターネットサービス加入について支給対象として認定されるよう申請します。また、認定の後、工事完了後は商品券の支給を申請します。

インターネットサービス

加入場所	南丹市
加入者名	

[確認欄]

受付日	年 月 日	結果通知日	年 月 日
加入分担金	円 (税込)	納入日	年 月 日
手数料・工事費	円 (税込)	工事完了日	年 月 日
費用合計	円 (税込)	商品券支給日	年 月 日
商品券支給額	円	確認者	⑩
支給認定	可 ・ 否	承認者	⑩

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

㊟

南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給対象結果通知書

南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給要綱第 6 条の規定により、下記のインターネットサービス加入について（支給することを決定した）（支給しないことを決定した）ので通知します。

インターネットサービス

受付番号		加入者 ID	
加入場所	南丹市		
加入者名			

理由 （支給しないことを決定した場合）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

㊟

南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給取消通知書

年 月 日付で結果通知した下記インターネットサービス加入にかかる南丹市インターネット新規加入拡大事業の商品券を支給することの決定について、取り消したので通知します。

インターネットサービス

受付番号		加入者 ID	
加入場所	南丹市		
加入者名			

取消理由

様式第 4 号 (第 9 条関係)

申請日： 年 月 日

受付番号	
加入者 ID	

様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
連絡先 _____

南丹市インターネット新規加入拡大事業商品券支給取下届

年 月 日付で結果通知を受けた下記インターネットサービス加入にかかると南丹市インターネット新規加入拡大事業の商品券を支給することの決定について、辞退したいので取下届を提出します。

インターネットサービス

加入場所	南丹市
加入者名	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)